## みどり投資促進税制 関係法令集 (法律・政令・省令・告示)

令和6年3月30日

農林水産省

当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要 附属設備並びに構築物については、百分の十六)に相 費の額とその取得価額の百分の三十二(建物及びその 活動用資産について同 より必要経費に算入される金額を下ることはできな 荷低減事業活動用資産の償却費として同項の規定に 経費として計算した金額とする。ただし、当該環境負 他の減価償却資産四項第一号に規定する設備等を構成する機械その 事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第二十二条第三項に規定する認定特定環境負荷低減の環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第環境と調和のとれた食料システムの確立のため 定する設備等を構成する機械その他の減価償却資 動実施計画に記載された同法第十九条第四項に規 二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活 環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 環境と調和のとれた食料システムの確立のため .項の規定により計算した償却 をいう。ハにおいて同じ。)ににより区分した場合の各区分の機械等を型式その他の事項が生産した同一の種別に属すにおいて同じ。)を実施する者 口 であること。 事業 (促進法第二条第五項に (2)のであること。 係る販売が開始された日が、租 定する基盤確立事業をいう。 分(当該機械等に係る基盤確立 次のいずれかに該当する 当該機械等の属する型式 に限る。)の安定に不可欠生産方式による事業活動を用いて行われるが使用を減少させ成された肥料及び農薬の成された肥料及び農薬の 行われたものに限る。)農条件で有効性の確認がよる認定の際、複数の営三十九条第四項の規定に 第一項に規定する基盤確は使用の減少に資する機は使用の減少に資する機に肥料又は農薬の施用又た肥料又は農薬の施用又 活動をいい、化学的に合定する環境負荷低減事業促進法第二条第四項に規 成された肥料及び農薬 立事業実施計画をいう。 な機械等 環境負荷低減事業活動 慣行的な生産方式と比 て同じ。) に係る促進法第 ハ及び次条第二号にお (昭和三十二年法 ハ規

条の二の二第三項及び第二十八条第二条 租税特別措置法施行令第六(基盤研究事業月資産)	価償却資産のうち同項に規定する環政令で定めるものは、機械その他の減し	の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動
	<ul><li>3 法第十一条の四第二項に規定する</li></ul>	2 青色申告書を提出する個人で環境と調和のとれた
であること。		
う。次条第一号において同じ。)		
その附属設備並びに構築物をい		
的に整備された建物等(建物及び		
二 前号に該当する機械等と一体		
限りではない。		
者が存在しない場合には、その		
係る基盤確立事業を実施する		
ること。ただし、当該機械等に		
る累計販売台数を下回ってい		
に属する機械等の国内におけ		
う。以下、ハにおいて同じ。)		
械等と同一の種別に属する機		
次いで新しい型式区分(当該機)		
該機械等の属する型式区分に		
る者が生産した旧型式区分(当		
に係る基盤確立事業を実施す		
る累計販売台数が、当該機械等		
での当該機械等の国内におけ		
規定による認定を受けた日ま		
る促進法第三十九条第四項の		
ハ 基盤確立事業実施計画に係		
こしと。		
う。) 開始の日以後の日である		
二月三十一日までの期間をい		
年度(その年の一月一日から十		
した日の十年前の日の属する		
をいう。)が当該機械等を導入		
第三項に規定する農林漁業者		
する農林漁業者 (促進法第二条		
項の規定の適用を受けようと		
兀		
律第二十六号)第十一条の四第		

適用を受ける基盤確立事業用資産の償却費の額を計 ける環境負荷低減事業活動用資産又は前項の規定の れる金額を下ることはできない。 の償却費として同項の規定により必要経費に算入さ 算した金額とする。ただし、当該基盤確立事業用資産 の合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計 取得価額の百分の三十二(建物及びその附属設備並び 供した日の属する年における当該個人の事業所得の 資産をその用に供した場合を除く。)には、 転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用 に掲げるものに限る。)の用に供した場合(所有権移 業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個 産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用 組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるも 四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取 する機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第 法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成 規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同 日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に けたものが、同法の施行の日から令和八年三月三十一 に構築物については、百分の十六)に相当する金額と て必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第 金額の計算上、当該基盤確立事業用資産の償却費とし 人の同条第五項に規定する基盤確立事業(同項第三号 に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事 ついて同項の規定により計算した償却費の額とその 項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産に 第十一条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受 (以下この項及び次項において 「基盤確立事業用資 その用に

3

算する場合について準用する。この場合において、

同

条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第

ものとする。 林水産大臣が定める基準に適合する の効果を著しく高めるものとして農 境負荷の低減を図るために行う取

> 臣が定める基準は、次の各号のいず の七第三項に規定する農林水産大 れにも該当することとする。

第四項の規定による認定の際、 施計画に係る促進法第三十九条 備された建物等であること。 等及び当該機械等と一体的に 生産するために用いられる機 及が十分でないものに限る。 又は農薬に代替する生産資材(普 前号について、 専ら化学的に合成された肥料 基盤確立事業実 を 械

認が行われたものであること

【読み替え後】 『第十一条の四第一項から第三項までの規定は、確定 申告書にこれらの規定により必要経費に算入される 環境負荷低減事業活動用資産又は基盤確立事業活動 環境負荷低減事業活動用資産又は基盤確立事業活動 の表の算入に関する記載があり、かつ、 の表の関連により必要経費に算入される の表の関連により必要経費に算入される の表の関連により必要経費に算入される の表の関連により必要経費に算入される の表の関連により必要経費に算入される の表の関連により必要経費に関する。	場合について準用する。 4 第十一条第三項の規定は、前三項の規定を適用する	金額が第十一条の四第一項本文又は第二項本文の規金額が第十一条の四第一項本文又は第二項本文の規金額が第十一条の四第一項本文又は第二項本文の規金額が第十一条の四第一項本文又は第二項本文の規金額が第十一条の四第一項本文又は第二項本文の規	確立事業用資産の償却費として必要経費に算入した事業活動用資産又は同条第二項の適用を受ける基盤第十一条の四第一項の適用を受ける環境負荷低減【読み替え後】	読み替えるものとする。必要経費に算入することができる償却費の限度額」と十一条の四第一項本文又は第二項本文の規定により

	5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
	4 個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械その他の減価償却資産(以下この項において「機械管」という。)につき法第十一条の四第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該機械等が同項に規定する基盤確立事業用資産に該当するものであることを記する財務省令で定める書類を添付しなければならない。しなければならない。しなければならない。しなければならない。れを告示する。
一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の環境負荷低減事業活動が侵害者、長本水産省、農林水産省、原生学側省、という。)第一条第一項の申請書に添付された促進法第三十九条第一項の申請書に添付された促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画(施行令第六条第一項に規定する基盤確立事でに規定する基盤確立事業実施計画(施行令第六条第一項に規定する基盤確立事でに規定する基盤確立事業実施計画(施行令第六条第一方の二の二第四項に規定する基盤確立事業実施計画(施行令第六条第一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一	(環境負荷低減事業活動用 資産等の特別償却) 第五条の十二の五 施行令第 する財務省令で定める書類 は、当該個人が受けた環境と 調和のとれた食料システム の確立のための環境負荷低 減事業活動の促進等に関す る法律(令和四年法律第三十 七号。第一号において「促進 法」という。)第三十九条第 一項の認定に係る次に掲げ る書類とする。

## 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却

第四十四条の四 業の用に供されたことのないものを取得し、 動用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事 のに限る。 ものとして政令で定めるもの(政令で定める規模のも 条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資する 係る次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同 日から令和八年三月三十一日までの間に、当該認定に 員等をいう。)を含む。)であるものが、同法の施行の ある場合におけるその構成員等(同項に規定する構成 又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第 低減事業活動の促進等に関する法律第十九条第一項 調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷 三項に規定する農林漁業者(当該農林漁業者が団体で 以下この項において「環境負荷低減事業活 青色申告書を提出する法人で環境と 又は環境

> 特別償却) (環境負荷低減事業活動用資産等の

2 第二十八条の七 項に規定する環境負荷の低減に著し 算した取得価額をいう。) の合計額が 五十四条第一項各号の規定により計 却資産の取得価額(法人税法施行令第 う。) を構成する機械その他の減価償 備等(同項各号に規定する設備等をい る政令で定める規模のものは、一の設 定める基準に適合するものとする。 く資するものとして農林水産大臣 機械その他の減価償却資産のうち同 項に規定する政令で定めるものは、 法第四十四条の四第一項に規定す 法第四十四条の四 が

製作された機械等(機械若しくは定基盤確立事業をいう。)により

いう。)第四十一条に規定する認

下同じ。)であって、次のイかららを組み合わせたものをいう。以装置、器具若しくは備品又はこれ

、までのいずれにも該当するも

通知書を含む 該変更の の認定があつたときは、 定する基盤確立事業実施 法第三十九条第一 添付された変更後の促進 第三条第 があつたときは当該変更 き促進法第四十条第一項 盤確立事業実施計画につ のに限るものとし、 認定に係る認定等省令 規定による変更の認定 認定通知書 画を含む。 認定に係る認定 項の申請書に (前号の変更 の写し の写し 項に規 、当該基 当

再揭

(環境負荷低減事業活動用資産)(環境負荷低減事業活動用資産) 第一条 租税特別措置法施行令第六 をの二の二第一項及び第二十八条 の七第一項に規定する農林水産大 にが定める基準は、次の各号のいず に対定するととする。 のとれた食料システムの確立の ための環境負荷低減事業活動の にめの環境負荷低減事業活動用資産)

百万円以上のものとする。

のであること。

のであること。

次のいずれかに該当する

負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して負荷低減事業活動用資産を包含した場合(所有な特定環境負荷低減事業活動の用に供した日を含む事業年度の当該環境負荷低減事業活動用資産の信却限度額は、その用に供した日を含む事業年度の当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該環境負荷低減事業活動用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該環境負荷低減事業活動用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該環境負荷低減事業活動用資産の附属設備並びに構築物については、百分の十六)に相当する金額をいう。物については、百分の十六)に相当する金額をいう。物については、百分の十六)に相当する金額をいう。物については、百分の十六)に相当する金額をいう。

の環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第の環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第十九条第四項に規動実施計画に記載された同法第十九条第四項に規
立る設備等を構成する機械その他の減価償却資産
環境と調和のとれた食料システムの確立のため
環境と調和のとれた食料システムの確立のため

他の減価償却資産 四項第一号に規定する設備等を構成する機械その 事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第 二十二条第三項に規定する認定特定環境負荷低減 の環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 の環境と調和のとれた食料システムの確立のため

(4) 環境負荷低減事業活動 ( 促進法第二条第四項に規 定する環境負荷低減事業 だ動をいい、化学的に合 施用及び使用を減少させ を対がを用いて行われる 生産方式による事業活動 に限る。)の安定に不可欠 な機械等

ロ 当該機械等の属する型式区 田 当該機械等の属する型式をの他の事項 において同じ。)を実施する者 において同じ。)を実施する者 において同じ。)を実施する者 と した同一の種別に属する機械等を型式その場する型式区

をいう。ハにおいて同じ。)に

係る販売が開始された日が、租

(昭和三十二年法

8

う。) 開始の日以後の日である二月三十一日までの期間をい年度(その年の一月一日から十した日の十年前の日の属する での当該機械等の国内における促進法第三十九条第四項のる促進法第三十九条第四項の ること。ただし、当該機械等にる累計販売台数を下回ってい る促進法第三十九条第四項基盤確立事業実施計画に をいう。)が当該機械等を導入第三項に規定する農林漁業者 者が存在しない場合には、その う。以下、ハにおいて同じ。)械等の型式区分に限る。)をい 係る基盤確立事業を実施する に属する機械等の国内におけ 械等と同一の種別に属する機 次いで新しい型式区分(当該機 該機械等の属する型式区分に る者が生産した旧型式区分(当 る累計販売台数が、当該機械等 項の規定の適用を受けようと 律第二十六号) 第十一条の四 に係る基盤確立事業を実施す する農林漁業者 (促進法第二条 項又は第四十四条の四第一 9

的に整備された建物等(建物及び一 前号に該当する機械等と一体

限りではない。

う。次条第一号において同じ。 その附属設備並びに構築物をい

であること。

2 3 う。)との合計額とする。 構築物については、百分の十六)に相当する金額をい 得価額の百分の三十二 (建物及びその附属設備並びに 度額と特別償却限度額(当該基盤確立事業用資産の取 にかかわらず、当該基盤確立事業用資産の普通償却限 度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定 を含む事業年度の当該基盤確立事業用資産の償却限 の用に供した場合を除く。)には、その用に供した日 ス取引により取得した当該基盤確立事業用資産をそ ものに限る。)の用に供した場合 第五項に規定する基盤確立事業(同項第三号に掲げる たことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産 う。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供され 組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるも 四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取 する機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第 法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成 規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同 日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に けたものが、同法の施行の日から令和八年三月三十一 の促進等に関する法律第三十九条第一 食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動 を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条 第四十三条第二項の規定は、 青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた (以下この項において「基盤確立事業用資産」とい 前 (所有権移転外リー 一項の規定を適用 項の認定を受

> 減価償却資産のうち同項に規定する るものとする。 農林水産大臣が定める基準に適合す 組の効果を著しく高めるものとして 環境負荷の低減を図るために行う取 る政令で定めるものは、機械その他の 法第四十四条の四第二項に規定す

3

第二条

条の二の二第三項及び第二十八条二条 租税特別措置法施行令第六

臣が定める基準は、次の各号のいず の七第三項に規定する農林水産大

れにも該当することとする。

(基盤確立事業用資産)

再掲

生産するために用いられる機 及が十分でないものに限る。 又は農薬に代替する生産資材(普 専ら化学的に合成された肥料 を 械

認が行われたものであること 第四項の規定による認定の際 施計画に係る促進法第三十九条 前号について、 基盤確立事業実

備された建物等であること。 等及び当該機械等と一体的に

整

## 読み替え後

る場合について準用する。

事業活動用資産の償却費の額の計算に関する明細書 告書等に環境負荷低減事業活動用資産又は基盤確立 第四十四条の四第一 項及び第二項の規定は、 確定申

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	の添付がない場合は、適用しない。
4 法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械その他の減価質却資産(以下この項において「機械第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等が同項に規定する場合には、当該機械等が同項に規定するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。の規定により基準を定めたときは、これを告示する。	
第二十条の十五 施行令第二十八条の十五 施行令第二十条の十五 施行令第二十八条の十五 施行令第二十八条の七第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人が受けた環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する計画の認定等に関する法律に別の促進等に関する法律に別の促進等に関する法律に別のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、またいでは、またのでは、またのでは、またいでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またいでは、またのでは、またい	

通知書を含む。)の写し	該変更の認定に係る認定	の認定があつたときは、当	二 認定通知書 (前号の変更	니	業実施計画を含む。)の写	項に規定する基盤確立事	の促進法第三十九条第一	請書に添付された変更後	等省令第三条第一項の申	該変更の認定に係る認定	の認定があつたときは当	第一項の規定による変更	画につき促進法第四十条	当該基盤確立事業実施計	れたものに限るものとし、	規定する機械等が記載さ	第二十八条の七第四項に	確立事業実施計画(施行令	条第一項に規定する基盤	付された促進法第三十九	一条第一項の申請書に添	認定等省令」という。)第